

新型コロナ拡大で影響を受けている皆様へ

国等の主な支援事業等についてまとめました（令和2年5月5日現在）。

詳細については、相談窓口ご連絡して情報を入手してください。また、「緊急事態宣言の延長」に伴う支援事業等の情報更新にも注意してください。

I. 持続化給付金(国)

- ◆ 相談窓口 中小企業 金融・給付金相談窓口（TEL 0570-783-183）
- ◆ 給付額 法人 200万円
個人 100万円
- ◆ 給付対象者 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月が存在すること
【前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）】
- ◆ 申請方法 「持続化給付金ホームページ」から電子申請

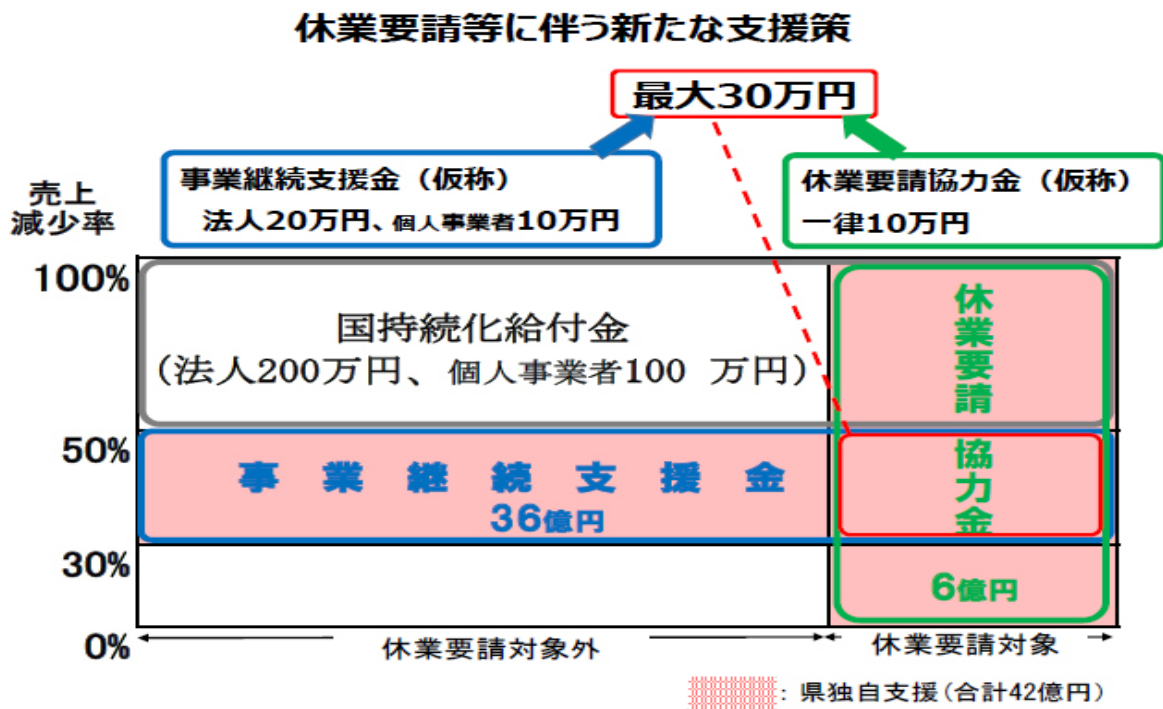
II. 雇用継続支援(自治体が緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域)(国)

- ◆ 相談窓口 お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）
熊本労働局職業対策課（TEL 096-312-0086）
- ◆ 助成額 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額【対象労働者1人1日当たり8,330円が上限（令和2年3月1日現在）】の助成
- ◆ 給付対象者 ① 中小企業が都道府県知事からの休業要請を受ける等で下記の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に100%する
 - 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
 - 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
 - 1. 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
 - 2. 上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること（支払率が60%以上の場合に限る）
- ② ①に該当しない場合であっても、中小企業が休業手当を支給する際、支払率が60%を超える部分の助成率を特例的に100%する
- ◆ 申請方法 雇用調整助成金の申請書類提出
（厚生労働省HP「雇用調整助成金」申請書ダウンロード）

III. 休業要請に伴う事業継続への支援(熊本県)

- ◆ 相談窓口 熊本県商工政策課 (TEL 096-333-2828)
- ◆ 協力金 一律 10 万円を支給する。
- ◆ 給付対象者 4 月 22 日から 5 月 6 日までの 15 日間、遊興施設などに対して、休業を要請。飲食店についても、営業時間の短縮について協力を依頼するが、休業要請に応じた中小企業等
- ◆ 申請方法 休業要請協力金の申請書類提出
(熊本県 HP「休業要請協力金」申請書ダウンロード)

<休業要請協力金(熊本県)、事業継続支援金(国:前年同月比で事業収入が30%から50%未満減少した月が存在すること 法人20万 個人10万)の組合せ>



(熊本県 HP より)

IV. 資金繰り支援

- ① 「新型コロナウイルス感染症対応資金」
- ◆ 相談窓口 取扱い金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
 - ◆ 融資限度額 3,000 万円 (保証料負担ゼロ)
 - ◆ 融資対象者 売上減少▲15%又は▲5%以上の方
 - ◆ 償還期間 10 年以内
(据置) (最長5年)
 - ◆ 金利 年 1.9%以内
 - ◆ 利子補給 3 年間実質無利子 (熊本県内全域)

② 「金融円滑化特別資金」(セーフティネット保証4号:全都道府県)

- ◆ 相談窓口 取扱い金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
- ◆ 融資限度額 8,000万円(借入債務の100%保証)…金融機関・信用保証協会の審査あり
- ◆ 融資対象者 売上減少▲20%以上の方(全都道府県)
- ◆ 償還期間 1年～10年以内
(据置) (最長1年)
- ◆ 金利 年2.0%以内
- ◆ 利子補給 3年間実質無利子(熊本市内全域)

③ 「金融円滑化特別資金」(セーフティネット保証5号:指定業種)

- ◆ 相談窓口 取扱い金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
- ◆ 融資限度額 8,000万円(借入債務の80%保証)…金融機関・信用保証協会の審査あり
- ◆ 融資対象者 売上減少▲5%以上の方(指定508業種)
- ◆ 償還期間 1年～10年以内
(据置) (最長1年)
- ◆ 金利 年2.0%以内
- ◆ 利子補給 3年間実質無利子(熊本市内全域)

④ 「金融円滑化特別資金」(危険関連保証)

- ◆ 相談窓口 取扱い金融機関 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会
- ◆ 融資限度額 8,000万円(借入債務の100%保証)…金融機関・信用保証協会の審査あり
- ◆ 融資対象者 売上減少▲15%以上の方(保証対象業種に限る)
- ◆ 償還期間 1年～10年以内
(据置) (最長2年)
- ◆ 金利 年2.0%以内
- ◆ 利子補給 3年間実質無利子(熊本市内全域)

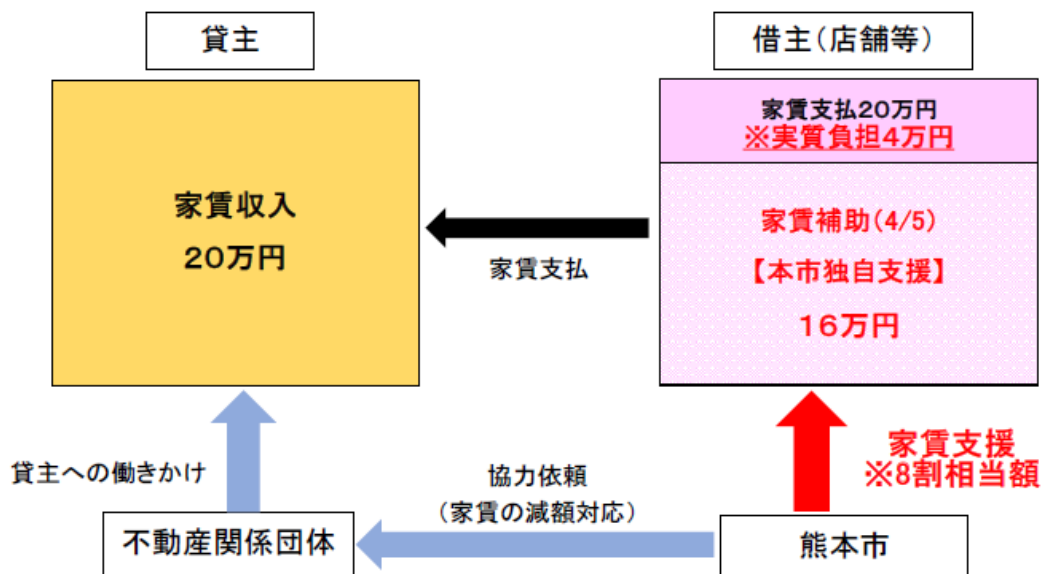
⑤ 「新型コロナウイルス対策緊急支援資金」(熊本県独自)

- ◆ 相談窓口 熊本県団体支援課(TEL 096-333-2371)
- ◆ 融資限度額 1,000万円
- ◆ 融資対象者 前期より1割以上の農林漁業収入の減少(見込)の農林漁業者の方
- ◆ 償還期間 10年以内
(据置) (最長3年)
- ◆ 金利 5年以内無利子(6年目以降 有利子(現在)年1.5%)
- ◆ 利子補給 3年間実質無利子(熊本市内全域)

V. 熊本市緊急家賃支援金(熊本市独自分)

- ◆ 相談窓口 熊本市緊急家賃支援金相談窓口 (TEL 0570-096-700)
- ◆ 助成額 1ヶ月分の家賃の8割相当額 (支援の上限額 28万円)
- ◆ 給付対象者 熊本県の休業要請を受け休業した施設、または時間短縮営業をした飲食店等のうち、熊本市内に店舗等を賃借している中小・小規模事業者 (全国チェーン店を除く)
- ◆ 申請方法 「熊本市ホームページ」から申請用紙、郵送のみの受付

◆制度イメージ (例)



(熊本市 HP より)

以上、代表的な支援事業等についてまとめましたが、経済産業省、厚生労働省、国税等ホームページをご確認いただき、各事業者にあった支援策を検討してください。また、この他にも独自の支援策を設けている区市町村がありますので詳しくはお住いの区市町村にお尋ねください。

令和2年5月6日

熊本市中央区国府4丁目5番22号
樋口信夫公認会計士事務所
所長 樋口 信夫
電話番号：096-366-8877
FAX 番号：096-372-5415
Eメール：up-kfp@tkcnf.or.jp
HP:n-higuchi-cpa-office.tkcnf.com